窓口用

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。※長期入院該当の場合は、申請が必要です。

令和7年3月一部改正

限度額適用認定申請(入院費用)と標準負担額減額認定申請(食事代)

○70歳未満の方

· • v94>1+th4 · > >5									
所得区分	総所得金額等		自己負担限度額 3回目まで	4回目以降	食事代 (1食あたり)				
上位所得者	ア	901 万円超 (※)	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%	140, 100 円					
	イ	600 万円超 901 万円以下	167, 400 円+ (医療費-558, 000 円)×1%	93,000 円	510円				
一般 (上位所得 者以外の住民税	ウ	210 万円超 600 万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44, 400 円					
課税世帯)	エ	210 万円以下	57, 600 円	44, 400 円					
世帯主及び全ての国保被保険者が 住民税非課税の世帯 オ			35, 400 円		240円				
			長期入院該当 (過去1年間に90日以上入院)の場合	24,600円	190円				

※指定難病及び小児慢性特定疾病児童等 食事代については、1 食あたり 510 円の 該当世帯は1 食あたり 300 円となります。

※「オ」の方は、長期入院該当(過去1年間に90日以上入院)の場合、再度申請していただきますと、翌月から1食あたりの食事代が190円になります。

(**※**) 所得の申告がない場合は、所得区分「ア」とみなされます。

- * 外来分は、同一世帯内で**同じ月内に①医療機関ごと②医科・歯科別ごと③入院・外来別ごとに一部負担金を21,000 円以上支払ったものが複数あるときは**、それらの額を合算して、限度額を超えた分が支給されます。(70 歳以上の方の分は、金額にかかわらずすべて合算できます)。
- * 65 歳以上で医療療養病棟に入院している方の居住費は、1 日あたり 370 円です。(指定難病の方は0円)

○70歳以上の方

所	「得区分	外来の自己負担限度 額(個人単位)	外来+入院の自己負担 限度額(世帯単位)	食 事 代 (1食あたり)	備 考
	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%			過去1年間に高額療養費該当4回目 からは限度額 140,100円
	Ⅲ 課税所得 380 万円以上	167, 400 円+(医療	紧費-558,000円)×1%	- 510円	過去1年間に高額療養費該当4回目 からは限度額 93,000 円
	I 課税所得 145 万円以上	80, 100 円 + (医療費-267, 000 円) × 1 %		510 円	過去1年間に高額療養費該当4回目 からは限度額 44, 400 円
	一般	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600 円		過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額 44,400円
低所得者 (市町村民税 非課税世帯)	п	8,000円	24, 600 円	240円	長期入院該当(過去1年間に90日以上入院)の場合、再度申請していただきますと、翌月から1食あたりの食事代が190円になります。
	I		15, 000 円	110円	

* 低 I は公的年金控除額を80万円にしても総所得が0円の人(年金は65歳以上の人の税の控除額は一般に120万円)

令和7年4月1日更新